## 熊本県内の産婦人科医療機関の皆様へ(お願い)

今般の平成 28 年熊本地震では、必要な医療等の確保に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、避難生活の長期化に伴い、心身の健康への影響が生ずることが懸念されます。特に、妊産婦及び生後3か月頃までの児に対しては、健康管理に配慮した生活が送れるよう、要援護者として、適切な生活環境の確保が重要です。

行政としましても、妊産婦等の所在を確認し、適切な生活環境の確保に向けて必要な情報の提供を順次進めておりますが、避難所に来られていない妊産婦等に係る所在確認等について対応しきれていない状況にあります。

つきましては、大変お手数ではございますが、各医療機関におかれましては、<u>各医療機関において有する情報をもとに、各医療機関で分娩を行った産婦</u>(既に退院した産婦及び現在入院中であり今後退院する予定の産婦)<u>や各医療機関で妊婦健康診査を受診している妊婦</u>(特に震災後予定していた妊婦健診を受診していない妊婦)<u>について、その所在</u>(今後退院する予定の産婦については退院後の所在)<u>をご確認いただく</u>とともに、当該妊産婦に対し、<u>別紙</u>を活用いただき、利用できる施設や車中泊のリスクについて情報提供くださいますようお願い申し上げます。

また、心配な妊産婦がいましたら、当該妊産婦の住所地の市町村母子保健担当部署(住所地の市町村母子保健担当部署と連絡がとれない場合は、熊本県母子保健担当部署(子ども未来課、電話:096-333-2209))にご一報くださいますようお願い申し上げます。

平成 28 年 4 月 27 日 厚生労働省 医政局地域医療計画課 雇用均等·児童家庭局母子保健課